

### ◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### ○基本施策3-1 大気環境の保全

##### ●施策3-1-1 大気汚染の防止

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成26年度 基準	平成30年度 実績	令和元年度 現状・評価	令和2年度 目標	担当課
一般環境大気 測定局基準適 合率	二酸化硫黄	100%	100%	100% 評価：◎	100%	環境課
	二酸化窒素	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	浮遊粒子状物 質	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
光化学スモッグ注意報 発令回数		1回	0回	2回 評価：▲	0回	
自動車排出 ガス測定局 基準適合率	二酸化窒素	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	浮遊粒子状 物質	99.9%	100%	100% 評価：◎	100%	
工場・事業所のばい煙の 規制基準の適合率		90.0%	100%	100% 評価：◎	100%	
排ガス・ばい煙の状況が良いと 感じる市民の割合 ※1		70.9%	73.0%	73.1% 評価：○	75.0%	

※1 令和2年度市民意向調査による(対象者1,363名)

#### 【施策の展開状況】

- ・大気測定結果から大気汚染に関わる環境基準の達成状況を把握し、大気汚染の防止を図ります。
  - 栃木県が、市内3ヶ所(市役所屋上、高間木歩道橋、真岡消防署真岡西分署)で、「環境基本法」で定める5物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)と「ダイオキシン等対策特別措置法」で定めるダイオキシン類について測定をしています。「環境基本法」で定める環境基準の達成状況は別表Kのとおりで、県内の平均的な状況でした。
- ・工場・事業所との公害防止協定に基づき、ばい煙を測定し、排出基準の遵守の指導、啓発を行います。
  - 3工場で延べ5回、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物、塩化水素、フッ素について測定しました。排出基準適合率は、100%(20/20項目)でした。

・光化学スモッグの発生について、栃木県の注意報・警報に基づき、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、病院等への周知を行います。

☛ 栃木県は「栃木県光化学スモッグ対策要綱」により注意報発令等の業務を行っており、本市でも「真岡市光化学スモッグ対策要領」を定め、学校等に通報する体制を整えています。令和元年度は光化学スモッグの発生について、注意報が2回発令されました。

・微小粒子状物質（PM2.5）について、栃木県の注意喚起情報に基づき、防災行政無線で、市民に周知を行います。

☛ 市役所屋上で、平成23年10月から常時監視を実施しています。県内で日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予想される場合、栃木県が注意喚起情報を出すことになっています。令和元年度は、注意喚起情報は発令されませんでした。

・野外焼却防止の啓発や指導の強化を図ります。

☛ 施策1-1-2 参照

・公共交通ネットワークの整備推進、並びに公共交通機関の利用促進を図ります。

☛ 施策1-3-1 参照

・市役所においては、電気自動車やハイブリット車等の導入に努めます。

☛ 令和元年度に電気自動車を1台導入しました。

**市役所におけるエコカー保有台数 電気自動車：2台、ハイブリット自動車：3台**

#### K. 大気汚染にかかる環境基準達成状況（平成30年度）

測定場所（市内3ヶ所で測定、監視）	測定項目	測定結果（達成状況）		県内達成率%
真岡市役所屋上 （一般環境大気測定局）	二酸化硫黄	長期的評価	○	100%（8/8箇所）
		短期的評価	○	100%（8/8箇所）
	二酸化窒素	長期的評価	○	100%（15/15箇所）
	光化学オキシダント	短期的評価	×	0%（0/22箇所）
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	100%（18/18箇所）
		短期的評価	○	100%（18/18箇所）
	微小粒子状物質	長期的評価	○	100%（12/12箇所）
		短期的評価	○	100%（12/12箇所）
高間木歩道橋 （自動車排出ガス測定局）	二酸化窒素	長期的評価	○	100%（11/11箇所）
		短期的評価	○	100%（11/11箇所）
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	100%（11/11箇所）
真岡消防署真岡西分署 （有害大気汚染物質調査地点）	ダイオキシン類	年平均値による評価	○	100%（12/12箇所）

・長期的評価：1年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で行う評価

・短期的評価：短時間（1時間や1日）の測定結果について行う評価

・○は環境基準達成、×は非達成を示します。

《栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（平成30年度）より》

## ◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

### ○基本施策3-2 水、土壌・地盤環境の保全

#### ●施策3-2-1 水質汚濁の防止

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成26年度 基準	平成30年度 実績	令和元年度 現状・評価	令和2年度 目標	担当課
生活排水処理普及率 ※1		80.7%	82.6%	83.2% 評価：○	87.9%	下水道課
河川水の環 境基準適合 率	健康項目	100%	100%	100% 評価：◎	100%	環境課
	生活環境項目	79.8%	79.3%	79.8% 評価：○	85%	
工場・事業所排出水の規制基 準の適合率		99.2%	99.1%	99.5% 評価：○	100%	
河川の水質が良いと感じる市 民の割合 ※2		63.7%	68.1%	70.3% 評価：◎	70%	

※1 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた普及率

※2 令和2年度市民意向調査による（対象者1,363名）

#### 【施策の展開状況】

- ・河川水の水質に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
  - ➡ 「環境基本法」で定める環境基準の類型指定を受ける主要5河川（鬼怒川、小貝川、五行川、行屋川、江川）で調査を行いました。調査結果は、いずれの川も「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」に適合し、「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の適合率は別表Lのとおりで80%前後でした。調査結果の概要については、広報や市ホームページで公表しました。
- ・市街化区域及びその周辺においては、公共下水道の整備促進と接続利用の徹底を図ります。
  - ➡ 整備状況は、別表Mのとおりです。
- ・上記を除く区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、また、既設の農業集落排水施設の維持管理を行います。
  - ➡ 水洗化率は、別表Mのとおりです。
  - ➡ 合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しました。補助実績は別表Nのとおりです。
  - ➡ 水洗便所改造資金の融資あっせんを行いました。

令和元年度の実績：1件

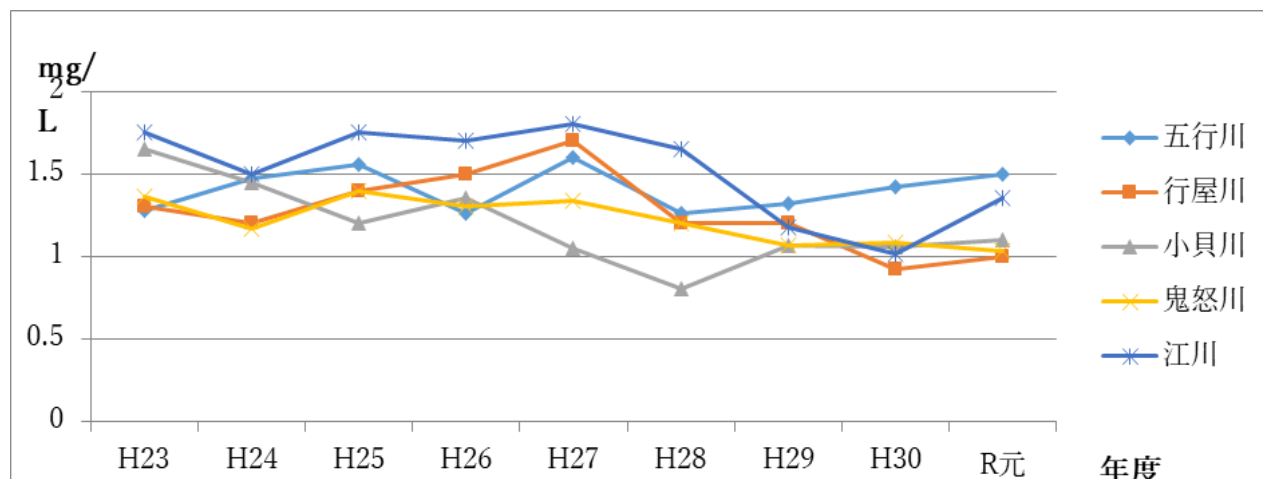
- ・企業との公害防止協定に基づき工場・事業所の排水を調査し、排出基準の遵守を指導します。
  - ☛ 公害防止協定を結ぶ42の工場・事業所の排水について、58の排水口で年1回、延べ分析項目数422項目について調査をしました。排水基準適合率は99.5%（420/422項目）、不適合項目は2項目（延べ1社）で、ノルマルヘキササン抽出物質含有量と大腸菌群数が不適合でした。
  - ☛ 第1・4工業団地、第2工業団地、第5工業団地、大和田産業団地の4箇所工業団地の総合排水について、毎月水質調査を実施しました。結果は別表〇のとおりでした。
- ・市内ゴルフ場で散布する農薬による河川等への影響について、農薬の使用状況に応じて調査を行います。
  - ☛ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」で示す農薬を、市内3ヶ所のゴルフ場で、使用状況に応じ調査しました。結果は、調査項目のすべてが指針値未満でした。
- ・芳賀地区広域行政事務組合が行っている、し尿収集処理について、効率的な運営を促進します。
  - ☛ 令和元年度の真岡市のし尿収集件数12,049件、し尿処理量11,669kl

#### L. 主要河川における環境基準の適合状況

河川名	健康項目（27項目）		生活項目		
	調査方法	調査結果	類型	調査方法	適合率
五行川	車橋（年2回）	全て適合	A類型	5箇所（月1回）	78.0%（234/300項目）
行屋川	行屋新橋（年2回）	全て適合	A類型	1箇所（月1回）	83.3%（50/60項目）
小貝川	三谷橋（年2回）	全て適合	A類型	2箇所（年6回）	80.0%（48/60項目）
鬼怒川	鬼怒大橋（年2回）	全て適合	A類型	3箇所（年6回）	84.4%（76/90項目）
江川	江川大橋（年2回）	全て適合	A類型	2箇所（年6回）	76.7%（46/60項目）

※ 調査箇所は次のとおり  
 五行川 …両国橋、妹内橋、湯前橋、車橋、桂橋（計5箇所）  
 行屋川 …行屋新橋（1箇所）  
 小貝川 …田野橋、三谷橋（計2箇所）  
 鬼怒川 …宮岡橋、鬼怒大橋、砂ヶ原橋（計3箇所）  
 江川 …亀山橋、江川大橋（計2箇所）

図1. 河川BODの経年変化



M. 真岡市の下水道事業の概要

① 公共下水道事業		真岡処理区	二宮処理区	計
全体計画面積	A	1,422.80 ha	231.00 ha	1,653.80 ha
事業認可面積	B	1,156.30 ha	164.80 ha	1,321.10 ha
整備済面積	C	1,097.69 ha	160.13 ha	1,257.82 ha
整備率	C/A	77.15 %	69.32 %	76.06 %
行政人口	D	65,089 人	15,062 人	80,151 人
処理区域内人口	E	42,830 人	4,956 人	47,786 人
普及率	E/D	65.80 %	32.90 %	59.62 %
水洗化人口	F	41,958 人	3,899 人	45,857 人
水洗化率	F/E	97.96 %	78.67 %	95.96 %

② 農業集落排水事業		真岡地区	二宮地区	計
供用区域内人口	G	4,912 人	2,758 人	7,670 人
水洗化人口	H	4,518 人	2,550 人	7,068 人
水洗化率	H/G	91.98 %	92.46 %	92.15 %

③ 合併処理浄化槽		真岡地区	二宮地区	計
区域内人口 (D-E-G)	I	17,347 人	7,348 人	24,695 人
水洗化人口	J	8,514 人	2,688 人	11,202 人
水洗化率	J/I	49.08 %	36.58 %	45.36 %

④ 全体		真岡地区	二宮地区	計
処理区域内人口 (E+G+J)	L	56,256 人	10,402 人	66,658 人
下水道(広義)普及率	L/D	86.43 %	69.06 %	83.17 %
水洗化人口 (F+H+J)	M	54,990 人	9,317 人	64,307 人
水洗化率	M/D	84.48 %	61.86 %	80.01 %

R2.3.31 現在

N. 合併処理浄化槽設置補助の件数 (令和元年度実績)

人槽 補助金額 (平成19年4月1日改正)	真岡地区		二宮地区	
	件数	延べ件数※	件数	延べ件数※
5人槽 補助額: 332千円	39基	624基	16基	154基
7人槽 補助額: 414千円	25基	1,185基	11基	428基
10人槽 補助額: 548千円	5基	370基	5基	120基

※ 延べ件数は、昭和63年度からの数値

## ○. 工業団地総合排水調査結果

	健康項目適合率		生活項目適合率	
第1・第4工業団地排水口（第一排水口）	100%	100%	96.7%	98.0%
第2工業団地排水口（第二排水口）	100%		98.4%	
第5工業団地排水口（第五排水口）	100%		97.5%	
大和田産業団地排水口（北側）	100%		98.6%	
大和田産業団地排水口（南側）	100%		100%	

## ○基本施策3-2 水、土壌・地盤環境の保全

### ●施策3-2-2 地下水、土壌の汚染防止

#### 【施策の展開状況】

- ・地下水水質、土壌汚染に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
  - ☛ 栃木県が、「水質汚濁防止法」に基づき県内の地下水の水質汚濁状況を監視していますが、本市においても、より詳細に地下水の汚染状況を監視するため、市内を概ね2kmメッシュに分割し、その内16地点で水質調査を実施しています。令和元年度は、新たな地下水汚染は確認されませんでした。
  - ☛ 過去に地下水の汚染が確認された地域におけるモニタリング調査（継続監視調査）としては、六価クロム、有機塩素系化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3つについて、栃木県と本市がそれぞれ独自に調査を行っています。その結果は別表P・Q・Rのとおりで、基準値超過の地域がまだ一部あります。
  - ☛ 土壌汚染の調査は、五行川の第1・第4工業団地排水口周辺で、土壌と玄米の調査を行っています。調査箇所は、排水口より下流の大根田地区（A地点：大根田橋付近）と石島地区（B地点：石島大橋付近）と、比較対象として排水口上流の横田地区（C地点：高畦橋付近）の3箇所で、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に指定される特定有害物質3項目（カドミウム、ヒ素、銅）も、環境基準26項目も全て基準値以下でした。詳細は図2のとおりです。
- ・減農薬や化学肥料の適正利用についての啓発を行います。
  - ☛ JA はが野・芳賀農業振興事務所等の関係機関と連携し、注意喚起、研修会等を実施しました。
- ・家畜ふん尿処理施設の整備を促進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
  - ☛ 施策2-1-4 参照

・土砂の埋め立て等の適正処理の徹底を図ります。

- 有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染を防止するため、栃木県は平成 11 年 4 月に「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、3,000 m<sup>2</sup>以上の面積の埋立て等を許可制にしました。本市も、平成 12 年 6 月に「真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満の土砂等の埋立て等を許可制にし、土砂等の埋立て等の適正処理を推進しました。

P. 六価クロム、ほう素モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
長田・鬼怒ヶ丘	六価クロム	0.005 未満	0.05	0.01 未満
鬼怒ヶ丘	ほう素		1.0	0.03～ <b>1.0</b>

Q. 有機塩素系化合物モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
松山町	トリクロロエチレン	0.0005 未満～0.0053	0.01	0.001 未満～0.007
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満～ <b>0.011</b>	0.01	0.0005 未満～ <b>0.016</b>
	1, 1, 1 トリクロロエタン	0.0005 未満～0.0015	1.0	
	1, 2 ジクロロエチレン		0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満～0.001	0.1	0.01 未満
	塩化ビニルモノマー		0.002	0.0002 未満
	四塩化炭素	0.0002 未満～0.0006	0.002	
松山町 周辺地区	トリクロロエチレン	0.0005 未満～0.0018	0.01	
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満～0.0014	0.01	
	1, 1, 1 トリクロロエタン	0.0005 未満	1.0	
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.1	
市街地 (荒町、田町、 台町、八木岡 の一部)	トリクロロエチレン	0.0005 未満～0.0009	0.01	0.001 未満～ <b>0.044</b>
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満～0.0005	0.01	0.0005 未満～0.0081
	1, 2 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04	0.004 未満～0.007
	1, 1 ジクロロエチレン		0.1	0.01 未満
	塩化ビニルモノマー		0.002	0.0002 未満
石島	トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.001 未満～0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.0005 未満
	1, 2 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.1	0.01 未満
	塩化ビニルモノマー		0.002	0.0002 未満
久下田	トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.001～0.005
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	
	1, 2 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.1	0.01 未満
	塩化ビニルモノマー		0.002	0.0002 未満

数値：基準値超過の値

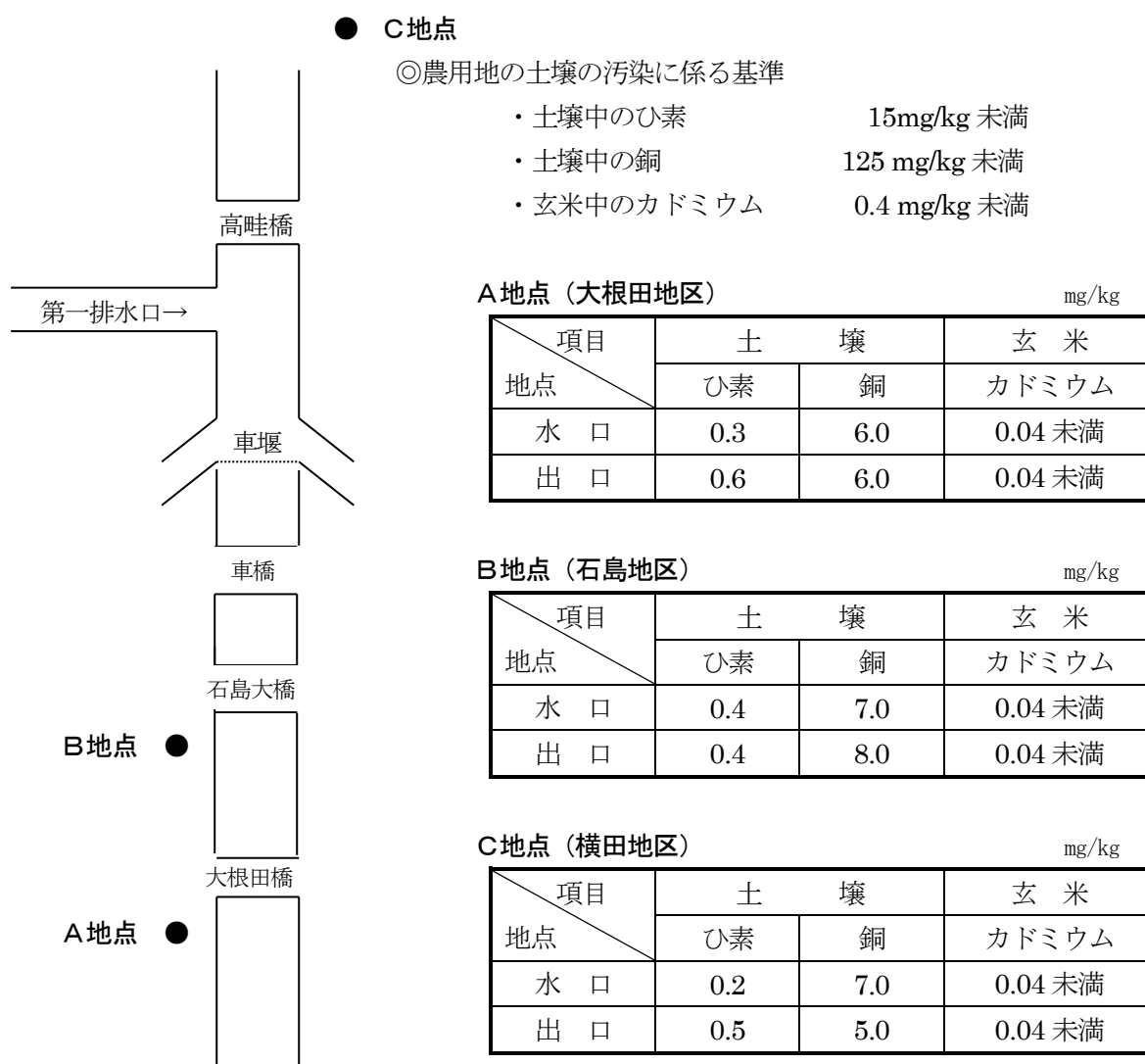
R. 硝酸性窒素及び亜硝酸窒素モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
真岡・二宮	硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	2.3 ~ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">14</span>	10	9.2
宇都宮・真岡 (下籠谷)				<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">13</span>
古山				<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">17</span>
西大島				8.4
八木岡				8.3
西郷・下大田和				<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">12</span>

数値 : 基準値超過の値

図2. 土壌・玄米調査の概要と結果





## ○基本施策 3-2 水、土壌・地盤環境の保全

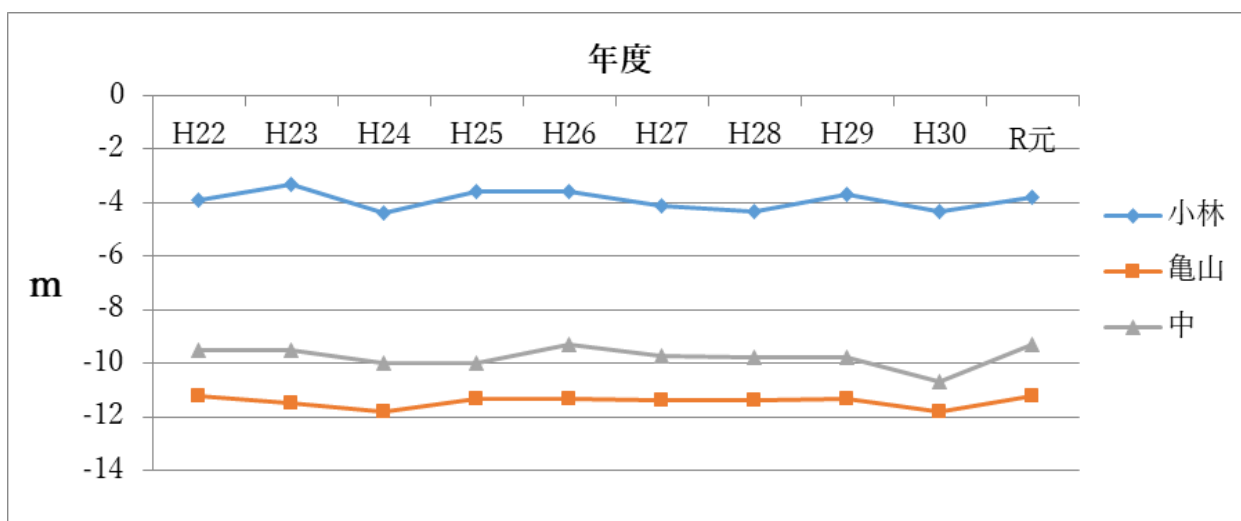
### ●施策 3-2-3 地盤沈下の防止

#### 【施策の展開状況】

- 地下水水位の変化や地盤沈下に関する調査、情報収集を行い、適宜公表します。
  - 浅層井戸については、工業団地周辺を中心に 13 ヶ所調査しました。表流水をくみあげる浅層井戸は、降水量や水利用状況の変化を受けやすく 1 年周期で同じような変化を示しています。経年的には、いちばん外的要因の影響を受け難い渇水期の 3 月の水位で比較しており、全体的に横ばい状態です。
  - 深層地下水は、概ね深度 30m 以上の地下水を観測するもので、現在栃木県が市内 3 ヶ所（飯貝 478、松山町 22、物井 1180）で水位を測定しています。ここ数年は、ほぼ横ばい状態です。
- 地下水揚水施設の届出制により、揚水量を把握します。
  - 栃木県は、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」により、一定規模以上の揚水施設について届出制を導入しています。

**令和元年度の揚水量の報告数：126 件、揚水量：26,856,894 m<sup>3</sup>**
- 工業団地における地下水の利用状況の把握に努めます。
  - 工業団地での地下水の揚水量は、別表 S のとおりで、令和元年は 16,352 千 m<sup>3</sup> と平成 30 年は 16,639 千 m<sup>3</sup> と比較して 287 千 m<sup>3</sup> 増加しました。

図 3. 浅井戸地下水水位の経年変化（3 月）



S. 工業団地地下水揚水量

単位：千m<sup>3</sup>

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
第1工業団地	5,072	5,097	5,085	5,409	4,057	4,089	3,975	4,240	4,210
第2工業団地	7,798	8,126	7,770	8,032	7,593	7,655	8,270	8,221	7,906
第4工業団地	629	717	727	759	873	904	935	925	905
第5工業団地	20	21	23	38	47	270	272	539	689
大和田産業団地	1,137	1,830	2,339	2,712	2,830	2,967	2,657	2,714	2,642
計	14,657	15,792	15,944	16,950	15,400	15,885	16,109	16,639	16,352

◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

○基本施策3-3 騒音・振動・悪臭の防止

●施策3-3-1 騒音・振動・悪臭対策

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標	平成26年度 基準	平成30年度 実績	令和元年度 現状・評価	令和2年度 目標	担当課
騒音に関わる環境基準の 未達成箇所数	0箇所	0箇所	1箇所 評価：▲	0箇所	環境課
工場・事業所の臭気に関わる 規制基準の未達成箇所数	0箇所	0箇所	1箇所 評価：▲	0箇所	

【施策の展開状況】

- ・環境騒音、交通振動、悪臭に関する調査を実施し、その防止対策を図ります。
  - 環境騒音については、道路に面しない地域4ヶ所と、道路に面する地域10ヶ所で測定しました。結果は別表Tのとおりであり、適合率92.9%（13/14）でした。
  - 平成24年度から市の事務となった自動車騒音常時監視面的評価では、国・県道など10路線、延べ40.4kmの道路端から両側50mの範囲で調査を行い、昼夜とも環境基準を96.9%達成しました。
  - 交通振動については、真岡上三川線の荒町で測定を行い、昼夜とも上端値は道路交通振動の限度を下回りました。（昼・上端値：42デシベル/限度値70デシベル、夜・上端値：37デシベル/限度値65デシベル）
  - 悪臭については、「悪臭防止法」に基づき、7工場延べ9回（敷地境界7回、排出口2回）臭気の測定をしました。結果は、適合率は88.9%（8/9）でした。

- 工場・事業所等の騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令の遵守等の指導、啓発を行います。
  - 工場・事業所等の騒音・振動・悪臭については、「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」「栃木県生活環境の保全等に関する条例」等で規制しています。平成23年3月からは、栃木県における「悪臭防止法」の規制基準が、特定悪臭物質に基づく濃度規制から臭気指数による規制に変更になりました。
- 悪臭の発生源等への指導の強化、啓発を図ります。
  - 随時、指導等を行います。

## T. 環境騒音

	測定場所	類型	環境騒音値：Laeq、単位：デシベル	
			昼（基準値） 6：00～22：00	夜（基準値） 22：00～6：00
道路に面しない地域	下高間木	A類型	47 (55)	40 (45)
	さくら1丁目	A類型	46 (55)	41 (45)
	台町	B類型	45 (55)	34 (45)
	荒町	C類型	46 (60)	35 (50)
道路に面する地域	北関東自動車道 高勢町	A類型	48 (60)	45 (55)
	北関東自動車道 長田1丁目	C類型	58 (70)	53 (65)
	国道294号 さくら4丁目	C類型	70 (70)	66 (65)
	国道294号 八木岡	A類型	64 (70)	58 (65)
	国道408号 長田	B類型	67 (70)	63 (65)
	県道西小碓真岡線 荒町	C類型	64 (70)	58 (65)
	県道真岡上三川線 長田	B類型	65 (70)	60 (65)
	県道石末真岡線 荒町2丁目	C類型	60 (70)	48 (65)
	県道真岡那須烏山線 東郷	B類型	61 (70)	53 (65)
	市道371号線 並木町1丁目	C類型	60 (70)	53 (65)



PM2.5測定器（市役所屋上に設置）



騒音測定の実施

### ◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### ○基本施策3-4 化学物質等への対応

##### ●施策3-4-1 化学物質への対策

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成 26 年度 基準	平成 30 年度 実績	令和元年度 現状・評価	令和 2 年度 目標	担当課
ダイオキシン類 の環境基準達成 率	河川水	100%	100%	100%※1 評価：◎	100%	環境課
	土壌	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	河川底質	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	地下水※2	100%	100%	100%※1 評価：◎	100%	
	大気※2	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
工場・事業所のダイオキシン 類に関わる規制基準の適合率		100%	100%	100% 評価：◎	100%	

※1 平成 30 年度調査結果より

※2 栃木県が実施の調査

#### 【施策の展開状況】

・ダイオキシン類について、工場排出ガス、河川、土壌等の測定を実施し、測定結果を適宜公表します。

● 大気調査は、栃木県が固定発生源である工業団地周辺として真岡消防署真岡西分署で測定しています。調査結果は、0.036pg※-TEQ/m<sup>3</sup>（平均値）であり、環境基準の0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下を達成しました。

※ 1pg は、1g の 1 兆分の 1

● 河川水調査は隔年調査のため令和元年度は実施しませんでした。平成 30 年度の調査結果は、五行川（車橋）、鬼怒川（砂ヶ原橋）、小貝川（小栗橋）、江川（すのこ橋）の 4 河川ともすべて環境基準を達成しました。

● 工業団地総合排水口におけるダイオキシン類の調査では、第 1・第 4 工業団地総合排水口で 0.000054pg-TEQ/l、第 2 工業団地総合排水口で 0.00057pg-TEQ/l、第 5 工業団地総合排水口で 0.0071pg-TEQ/l、大和田産業団地排水口で 0.00084pg-TEQ/l と、工場排水基準値の 10pg-TEQ/l も、水質環境基準値の 1pg-TEQ/l もクリアしました。（平成 30 年度測定）

・ダイオキシン類が発生する特定施設に対しては、公害防止協定による測定を実施し、関係法令の遵守や施設の適正管理の指導を行い、市民への健康被害を未然に防止します。

● 「ダイオキシン類対策特別措置法」による特定施設を設置している A・B の 2 工場で、工場排出ガスに含まれるダイオキシン類の調査を実施しました。A 工場は排出基準値 1ng※-TEQ/m<sup>3</sup> に対して 0.13ng-TEQ/m<sup>3</sup>、B 工場溶解炉は排出基準値 5ng-TEQ/m<sup>3</sup> に対して 0.038ng-TEQ/m<sup>3</sup> と、2 工場とも排出基準に適合していました。

※ 1ng は、1g の 10 億分の 1

- ・減農薬や化学肥料の適正利用について、啓発を行います。

- ☛ 施策 3-2-2 参照

## ○基本施策 3-4 化学物質等への対応

### ●施策 3-4-2 放射性物質への対策

#### 【施策の展開状況】

- ・市内の空間放射線量率を測定し公表します。
  - ☛ 平成 23 年 8 月から市内各地区公民館 5 ヶ所（真岡西・山前・中村・大内・二宮分館）と、市域を 2 キロメートルメッシュに区切った 46 ヶ所の地点で測定を実施しています。測定結果は別表 S のとおりです。平成 23 年度の測定開始時期に比べ、徐々に数値を下げながら安定的に推移しています。このため、平成 26 年 12 月より地区公民館の測定は月 2 回から 1 回に、2km メッシュの地点は月 1 回から年 2 回に減らして実施しています。測定値については、随時市ホームページで公表しました。
- ・水道水、地下水、下水汚泥、焼却灰等について、放射性物質濃度を測定し公表します。
  - ☛ 空間放射線量率以外に、本市では公立保育所・子育て支援センター・留守家庭児童館の園庭で月 1 回、小・中学校校庭で月 1 回、学校給食の 1 週間分の給食について月 2 回、学校給食の食材について月 1 回、公立保育所の給食について月 1 回、公立保育所の離乳食について月 2 回、水道水について浄水場や配水場において年 4 回、山前・大内・中村・二宮地区の浅井戸で年 2 回（真岡地区は国で実施）、水処理センターと農業集落排水処理施設の汚泥について月 1 回、市内の 14 ヶ所の公園で年 4 回、それぞれ放射性物質濃度や空間放射線量率を測定しています。測定値については、随時、市ホームページで公表しました。
- ・放射性物質対策に関する国や県の動向などの情報収集に努めます。
  - ☛ 市内の農産物については、栃木県において定期的なモニタリング検査を実施しており、その結果については、随時、市のホームページで周知しました。
- ・その他 ☛ 消費生活センターに放射性物質簡易検査を希望し、県消費生活センターを紹介した件数  
 平成 23 年：2 件、平成 24 年：7 件、平成 25 年：1 件 計 10 件

（平成 26 年度以降はなし）

#### U. 放射線量率（H25.4～ R2.3）

単位：μSv/h（平均値）

測定場所	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
公民館館 (5 ヶ所)	0.09	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06
2km メッシュ (46 ヶ所)	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07

測定高さ：50 cm 測定器：HORIB PA-1000